

働きやすい職場「ひなたの極」^{きわみ}認証制度

～企業(事業所)のワーク・ライフ・バランスに取り組んでみませんか～



宮 崎 県 認 証

仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業などを「働きやすい職場『ひなたの極』」として宮崎県知事が認証する制度です。

「働きやすい職場『ひなたの極』」企業として認証されると、次のような優遇措置があります。

- 就職面談会、企業ガイダンスへの優先参加、企業ガイドブックへの優先掲載
- 清掃・警備保障業務の競争入札参加資格者名簿登録の審査における加点
- 物品等の競争入札参加資格者名簿登録における印刷業の審査加点
- 宮崎県中小企業融資制度での優遇措置
- みやざき犬の優先的派遣
- 商談会等の情報提供

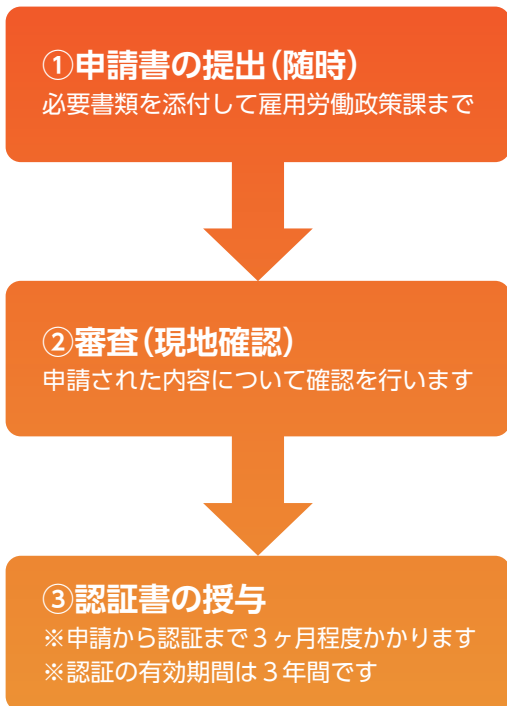


令和4年度認証企業

- 九州北清株式会社 ●株式会社凌駕 ●株式会社クラフ ●株式会社コノハナ
- パーソルワークスデザイン株式会社宮崎アウトソーシングセンター ●株式会社ピースホーム
- 株式会社結絆 ●富士チタン工業株式会社延岡工場 ●株式会社都城北諸地区清掃公社
- 株式会社ウェブサイト ●永野建設株式会社 ●有限会社平成産業 ●木田組生コン株式会社
- 双信パワーテック株式会社 ●宮崎エプソン株式会社

(令和5年4月1日現在、**累計57社**が認証されています)

認証までの流れ



審査項目

働き方(休み方)見直しに関する取組と実績

- 所定外労働時間削減に向けた取組
- 年次有給休暇取得促進に向けた取組等 7項目

育児・介護休業制度等の整備状況と実績

- 育児、介護休業等の取得状況
- 育休取得者等が職場復帰する際のフォローアップ体制の確立状況等 10項目

その他

- 「仕事と生活の両立応援宣言」の実施状況
- メンタルヘルス及び各種ハラスメントに対する相談窓口の設置状況等 8項目

認証基準(令和5年4月1日現在) ※法令遵守が前提です。

該当する審査項目の **総得点の割合が85%以上** であることかつ、以下①、②のいずれかを満たす必要があります。

- ① 常用労働者の所定外労働時間が、毎月労働統計調査における県平均値の「全産業・事業所規模5人以上：9.4時間」と「該当する産業・事業所規模」のいずれか高い方と比べて低いこと
 - ② フルタイム労働者の年次有給休暇取得率が50%以上であること
- ～令和4年10月1日より上記に加え、③を満たすことが必要になりました～
- ③ 下記の審査項目のうち、どれか1つを満たしていること
 - ・ 法定時間外・休日労働時間の平均(フルタイム労働者の最大月が45時間未満)
 - ・ 所定外労働時間の平均(常用労働者の平均が9.4時間未満)
 - ・ 年次有給休暇の取得率(フルタイム労働者の取得率が70%以上)

※詳しくは県ホームページをご覧ください。

外国人雇用企業等の優良事例発信のお知らせ

通常の審査に加え、**任意により**外国人雇用に特化した項目の審査を行います。

外国人雇用においても優良企業等であると認められれば、県ホームページ等で広く周知します。

対象 令和4年10月1日以降に認証・更新する企業

- 審査基準**
- ① 「働きやすい職場『ひなたの極』」の認証基準を満たしていること
 - ② 過去3年間において、外国人雇用における法令違反がないこと
 - ③ 外国人雇用に関する3つの項目のうち、2つ以上の項目を満たしていること

宮崎県商工観光労働部
雇用労働政策課 労政福祉担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

☎0985-26-7106

ひなたの極

検索

